

国立大学法人群馬大学個人情報保護規則

	平成17.4.1	制	定
改正	平成17.6.1	平成18.4.1	
	平成19.4.1	平成19.12.1	
	平成22.4.1	平成23.4.1	
	平成24.8.1	平成25.4.1	
	平成26.4.1	平成28.4.1	
	平成28.8.1	平成29.5.31	
	平成29.9.1	令和元.10.1	

目次

第1章	総則（第1条，第2条）
第2章	本学における個人情報の取扱いの基本（第3条－第10条）
第3章	個人情報ファイル（第11条）
第4章	開示，訂正及び利用停止（第12条－第44条）
第4章の2	独立行政法人等非識別加工情報の提供（第44条の2－第44条の16）
第5章	雑則（第45条－第49条）
附則	

第1章 総則

（目 的）

第1条 この規則は，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき，国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の保護に関する基本的事項及び独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより，本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り，並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ，個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本学の保有する個人情報の取扱いについては，法その他の法令に別段の定めがあるもののほか，この規則の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この規則における用語の意義は，法第2条の定めるところによる。

第2章 本学における個人情報の取扱いの基本

（個人情報の保有の制限等）

第3条 本学は，個人情報を保有するに当たっては，法令の定める業務を遂行するため必

要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 本学は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第4条 本学は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

第5条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第6条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第2項において同じ。）及び削除情報（第44条の2第3項に規定する削除情報をいう。次条第2項及び第11条第2項第5号において同じ。）に該当するものを除く。次条第1項、第9条及び第12条第1項において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第7条 本学は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本学から個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第38条及び第47条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第8条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 本学の役員若しくは教職員又はこれらの職にあった者

(2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（利用及び提供の制限）

第9条 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 本学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は教職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第10条 本学は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第11条 本学は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）で定めるところにより、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した別紙様式第1号の帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名，生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨
 - (7) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には，その提供先
 - (8) 次条第1項，第27条第1項又は第36条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第27条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは，その旨
 - (10) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は，次に掲げる個人情報ファイルについては，適用しない。
- (1) 本学の役員若しくは教職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって，専らその人事，給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって，その利用目的，記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - (5) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって，送付又は連絡の相手方の氏名，住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 役員又は教職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し，又は取得する個人情報ファイルであって，記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (10) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず，本学は，記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し，又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより，利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは，その記録項目の一部若しくは事項を記載せず，又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この規則の定めるところにより、本学に対し、本学の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第2号の書面（以下「開示請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有 개인정보が記録されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有 개인정보を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 開示請求は、第46条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 本学は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが

予定されている情報

イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する行政執行法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。），独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 独立行政法人等の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
キ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人
に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第15条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 本学は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を別紙様式第3号の書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 本学は、前項の決定に際し開示する保有個人情報に係る法人文書の媒体種類及び数量その他の事由を勘案し、開示の実施の方法を定めることができる。

3 本学は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を別紙様式第4号の書面により通知しなければならない。

4 学長は、第1項及び第3項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に当たり、必要に応じて群馬大学情報公開委員会（以下「情報公開委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日

以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別紙様式第5号の書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本学は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、本学は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を別紙様式第6号の書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第21条 本学は、開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、別紙様式第7号により事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を別紙様式第8号の書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等の長が開示の実施をするときは、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第22条 本学は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関個人情報保護法第5条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第34条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、別紙様式第9号により事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を別紙様式第10号の書面により通知しなければならない。

(1) 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

(2) 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 開示請求に係る保有個人情報が行政機関から提供されたものであるとき。

(4) その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第19条第1項に規定する開示

決定等をするにつき正当な理由があるとき。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第2条第5項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第12条第2項に規定する開示請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第19条第1項中「第13条第3項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第13条第3項」とする。
- 3 第1項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、本学は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、本学は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を別紙様式第11号により通知して、別紙様式第12号の意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を別紙様式第13号の書面により通知して、別紙様式第12号の意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号イは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

- 3 本学は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を別紙様式第14号の書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、国立大学法人群馬大学の情報公開に係る開示方法及び手数料に関する規程を準用して行う。

- 2 本学は、開示する保有個人情報に係る法人文書が大量であるとき若しくは特殊な媒体に記録されているとき又は本学の業務運営上正当な事由があるときには、第3項に規定に基づく開示の実施の方法の申出の内容にかかわらず、開示の実施の方法を第1項に定

める開示の実施の方法の中から適宜の方法により行うことができる。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、本学に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を別紙様式第15号により申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第18条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示の実施は、原則として第46条第2項に規定する個人情報保護窓口において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により個人情報保護窓口まで出向くことができない場合には、別表に定める開示場所において実施できるものとする。

(他の法令による開示の実施との調整)

第25条 本学は、法を除く法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 当該法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第26条 開示請求をする者は、開示請求手数料として、開示請求に係る法人文書1件につき300円を銀行振込、郵便為替又は現金のいずれかの方法により、本学に納めなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(3) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第16号の書面（以下「訂正請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 停止請求は、第46条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 本学は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を別紙様式第17号の書面により通知しなければならない。

2 本学は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を別紙様式第18号の書面により通知しなければならない。

3 学長は、前2項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定又は訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定に当たり、必要に応じて情報公開委員会に意見を求めるものとする。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別紙様式第19号の書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 本学は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第

1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を別紙様式第20号の書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報第22条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、別紙様式第21号により事案を移送することができる。この場合においては、本学は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を別紙様式第22号の書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第30条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第34条 本学は、訂正請求に係る保有個人情報第27条第1項第2号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第31条第1項に規定する訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、別紙様式第23号により事案を移送することができる。この場合においては、本学は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を別紙様式第24号の書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第2条第5項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第27条第2項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第31条第1項中「第28条第3項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第28条第3項」とする。

3 第1項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第33条第3項に規定する訂正決定をしたときは、本学は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 本学は、訂正決定（前条第2項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を別紙様式第25号の書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規則の定めるところにより、本学に対し、当該各号に定める措置を請

求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（利用停止請求の手續）

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第26号の書面（以下「利用停止請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本学は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 利用停止請求は、第46条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。

（保有個人情報の利用停止義務）

第38条 本学は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第39条 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を別紙様式第27号の書面により通知しなければならない。

2 本学は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定

をし、利用停止請求者に対し、その旨を別紙様式第28号の書面により通知しなければならない。

- 3 学長は、前2項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に当たり、必要に応じて情報公開委員会に意見を求めるものとする。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別紙様式第29号の書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 本学は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を別紙様式第30号の書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審査請求及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、本学に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

- 2 学長は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、情報公開委員会に諮るとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第43条 本学は前条第2項の規定により諮問をした場合、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を別紙様式第31号の書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第44条の2 本学は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

4 この章において「個人情報保護委員会規則」とは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（個人情報保護委員会規則第2号）」のことをいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第44条の3 本学は、保有している個人情報ファイルが法第2条第9項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第11条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第44条の3各号に掲げる事項」とする。

- (1) 第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第44条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが法第2条第9項第2号（口に係る部分に限る。）に該当するときは、第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨
（提案の募集）

第44条の4 本学は、毎年度1回以上、募集開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

- 2 提案の募集に関し必要な事項は、別紙様式32号によりあらかじめ公示するものとする。
（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第44条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した別紙様式第33号の書面を本学に提出してしなければならない。代理人によって前項の提案をする場合にあっては、当該代理人の権限を証するため、別紙様式第34号の書面を添付するものとする。
 - (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
 - (3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
 - (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第44条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
 - (5) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容
 - (6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - (7) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する別紙様式第35号の書面
 - (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
 - (3) 提案をする者が本人であることを確認できる書面
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書面

(欠格事由)

第44条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者

(2) 精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第44条の7 本学は、第44条の5第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第44条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第44条の5第2項第3号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 第44条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第44条の10第1項の基準に適合するものであること。

(4) 第44条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 第44条の5第2項第6号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて、事業の目的及び内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。

(6) 第44条の5第2項第5号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、本学が、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 本学は、前項の規定により審査した結果、第44条の5第1項の提案が前項各号に掲げ

る基準に適合すると認めるときは、別紙様式第36号により、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第44条の9の規定により本学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、納付すべき手数料の額、納付方法及び納付期限及び独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第44条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別紙様式第37号により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第44条の8 個人情報ファイル簿に第44条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第44条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求と、前条第2項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第14条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「独立行政法人等は」とあるのは、「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次項において同じ。）は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第44条の5第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

3 第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定による第三者意見照会は、別紙様式第38号、39号及び40号により行うものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第44条の9 第44条の7第2項の規定による通知を受けた者は、別紙様式第41号により契約締結の申込みを行い、別紙様式42号により本学との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第44条の10 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。委託に係る契約は、別紙様式第43号により行うものとする。

3 前条により本学と契約を締結した者が、独立行政法人等非識別加工情報の提供後に、提案書に係る記載事項について変更が生じたときは、速やかに別紙様式第44号により本学に申し出るものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第44条の11 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第44条の3の規定により読み替えられた第11条第1項の規定の適用については、同項中「及び第44条の3各号」とあるのは、「並びに第44条の3各号及び第44条の11各号」とする。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目

(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第44条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第44条の5第2項及び第3項、第44条の6、第44条の7並びに第44条の9の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第44条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、「別紙様式第33号」とあるのは「別紙様式45号」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第44条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第44条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別紙様式第36号」とあるのは「別紙様式46号」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別紙様式第37号」とあるのは「別紙様式47号」と、第44条の9中「別紙様式42号」とあるのは「別紙様式第48号」と読み替えるものとする。
(手数料)

第44条の13 第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した手数料を納めなければならない。

(1) 第44条の8第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第

2 項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第 1 項に規定する第三者 1 人につき 200 円（当該機会を与える場合に限る。）

(2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円

(3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 前条第 2 項において準用する第 44 条の 9 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が、納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 第 44 条の 9 の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 第 44 条の 9 の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第 44 条の 14 本学は、第 44 条の 9 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第 44 条の 6 各号（第 44 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第 44 条の 15 本学は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第 44 条の 10 第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第 44 条の 16 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

(2) 前条第 2 項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第 5 章 雑則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第45条 保有個人情報(独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、本学に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第46条 本学は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本学が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 本学に、別表に定める個人情報保護窓口を置く。

(本学における個人情報の取扱いに関する苦情処理)

第47条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(第44条の5第1項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 本学は、第44条の5第1項又は第44条の12第1項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案を行うことができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(本学における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第49条 本学は、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑 則)

第50条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護及び取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第51条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第24条，第46条関係）

1 個人情報保護窓口

所在地区	第46条第2項にいう個人情報保護窓口
荒 牧	〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地 担当：総務部総務課法規・調査係 TEL027-220-7008・7009 担当範囲：群馬大学全域の全ての保有個人情報（医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報を除く。）
昭 和	〒371-8511 前橋市昭和町三丁目39-22 担当：昭和地区事務部医事課医事係 TEL027-220-7814・7815 担当範囲：医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報

2 開示場所

所在地区	第24条第5項にいう開示場所
荒 牧	〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地 担当：総務部総務課法規・調査係 TEL027-220-7008・7009 担当範囲：群馬大学全域の全ての保有個人情報（医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報を除く。）
昭 和	① 〒371-8511 前橋市昭和町三丁目39-22 担当：昭和地区事務部総務課文書法規係 TEL027-220-7714・7715 担当範囲：医学部，保健学研究所，医学系研究科（附属生物資源センター，附属薬剤耐性菌実験施設を含む。），医学部附属病院及び総合情報メディアセンター図書館部門 医学図書館及び重粒子線医学推進機構の保有個人情報（医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報を除く。）
	② 〒371-8511 前橋市昭和町三丁目39-22 担当：昭和地区事務部医事課医事係 TEL027-220-7814・7815 担当範囲：医学部附属病院の保有個人情報のうち診療情報
	③ 〒371-8512 前橋市昭和町三丁目39-15 担当：昭和地区事務部総務課研究所庶務係 TEL027-220-8822・8823 担当範囲：生体調節研究所（附属生体情報ゲノムリソースセンター及び附属代謝シグナル研究展開センターを含む。）の保有個人情報
桐 生	〒376-8515 桐生市天神町一丁目5-1 担当：理工学部庶務係 TEL0277-30-1015・1016・1017 担当範囲：理工学府（理工学部を含む。），総合情報メディアセンター図書館部門理工学図書館・情報基盤部門及び研究・産学連携推進機構の保有個人情報

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
法人の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 7 条第 3 号に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	
独立行政法人等非識別加工情報の概要	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

保有個人情報開示請求書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（法定代理人が開示請求をする場合は当該法定代理人の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 (_____)
 <実施の希望日> (元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書
 その他 (_____)
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 成年被後見人
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

(* 以下は記入不要です)

受理年月日	年 月 日	受付担当	個人情報保護窓口 () -
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	円× 件 円	本人確認	

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、開示する保有個人情報に係る法人文書の媒体種類及び数量その他の事由により希望する方法に対応できない場合がありますので、了承願います。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。手数料は、銀行振込、郵便為替又は現金により納入してください。納入は、次に掲げるいずれかにより手続きしてください。（銀行振込及び郵便為替に係る手数料並びに郵送料は、請求者負担となります。）

- (1) 銀行振込で納入する場合 振込の事実を証明できる書類の写しを開示請求書又は実施方法等申出書（以下「開示請求書等」という。）とともに郵送し、又は直接個人情報保護窓口に持参する。
- (2) 郵便為替で納入する場合 郵便為替を開示請求書等とともに郵送し、又は直接個人情報保護窓口に持参する。
- (3) 現金で納入する場合 開示請求書等とともに直接個人情報保護窓口に持参する。

なお、詳細については、個人情報保護窓口までお問い合わせください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第9条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）</p>

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の7日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求

決定に不服がある場合には、行政不服審査法により、審査請求をすることができます。これについて詳しくは、別紙様式第3号「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用について、郵便切手を送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

(元号) 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。）。

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 (元号) 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

(元号) 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(元号) 年 月 日

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

(独立行政法人等) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

(元号) 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
 個人情報保護窓口
 TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

(元号) 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の〇〇〇〇〇〇において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	(元号) 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(他の独立行政法人の長) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

(元号) 年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

日

(開示請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

(元号) 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第22条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の〇〇〇〇において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	(元号) 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人の長	所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
 (元号) 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため，同法第23条第1項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	(元号) 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	(元号) 年 月 日

<本件連絡先>
 個人情報保護窓口
 TEL:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

（元号） 年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(説明)

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
 (元号) 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため，同法第23条第2項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	(元号) 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号, <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	(元号) 年 月 日

<本件連絡先>
 個人情報保護窓口
 TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた，貴社等）から（元号） 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については，下記のとおり開示決定しましたので，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	(元号) 年 月 日
開示を実施する日	(元号) 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。）。

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（法定代理人にあつては当該法定代理人の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの の交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

（元号） 年 月 日 午前・午後

4 複写したものの交付ができる場合
の「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円
無 〕

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

保有個人情報訂正請求書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（法定代理人にあつては当該法定代理人の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	（元号） 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1	開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3	本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

（* 以下は記入不要です）

受 理 年 月 日	年 月 日	受 付 担 当	個人情報保護窓口 (_____) - _____
決 定 期 限	年 月 日	整 理 番 号	
本 人 確 認			

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第9条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示・提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書

であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

（元号） 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

（元号） 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 (元号) 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	(元号) 年 月 日

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
 (元号) 年 月 日

(独立行政法人等) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
 個人情報保護窓口
 TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

（元号） 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第33条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、下記の移送先の〇〇〇〇〇〇において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	(元号) 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
 (元号) 年 月 日

(他の独立行政法人の長) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

(元号) 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の独立行政法人の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
 個人情報保護窓口
 TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

（元号） 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第34条1項の規定により，下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお，保有個人情報の訂正決定等は，下記の移送先の独立行政法人において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	(元号) 年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人の長	所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

(保有個人情報の提供先) 殿

国立大学法人群馬大学長 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（保有個人情報の提供先）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第29条の規定により訂正を実施しましたので、同法第35条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

保有個人情報利用停止請求書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（法定代理人にあつては当該法定代理人の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	(元号) 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ , 日付：○年○月○日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 法第36条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 <u>本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u> ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

（* 以下は記入不要です ）

受 理 年 月 日	年 月 日	受 付 担 当	個人情報保護窓口 (_____) - _____
決 定 期 限	年 月 日	整 理 番 号	
本 人 確 認			

(説明)

1 「氏名」，「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 ①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、法第36条第1項「第1号該当」，「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する法人により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の独立行政法人等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報

報の保護に関する法律施行令第9条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示・提出ができない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人群馬大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 (元号) 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人群馬大学長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

(元号) 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	(元号) 年 月 日

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

(審査請求人等) 様

国立大学法人群馬大学長 印

(元号) 年 月 日付けの国立大学法人群馬大学長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第43条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	(元号) 年 月 日・平 諮問 号

<本件連絡先>
個人情報保護窓口
TEL:

注1 「審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

2 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。
別紙様式第32号（第44条の4関係）

年 月 日

年度第 回「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集の公示

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、年度第 回「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

国立大学法人群馬大学長 印

1. 趣旨

独立行政法人等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の4の規定に基づいて、国立大学法人群馬大学が保有する個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、国立大学法人群馬大学ホームページ（Webサイト）に「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○ 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧
<http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1932>

【参考】次の（1）から（3）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- （1）個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第2条第9項第1号）。
- （2）個人情報ファイルに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第2条第9項第2号イ）
 - ② 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第2条第9項第2号ロ）
- （3）独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、独立行政法人等非識別加工情報を作成することができるものであること（法第2条第9項第3号）。

3. 提案の主体（提案者の要件）

独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注1）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第44条の6の規定により、次に掲げる①から⑦まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません（注2）。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）若しくは行政機関の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 法第 44 条の 14 の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 独立行政法人等個人情報保護法第 44 条の 14 の規定により同法第 2 条第 9 項（同条第 10 項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）に規定する独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑦ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑥までのいずれかに該当する者があるもの

（注 1）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

（注 2）上記に掲げる①から⑦までのいずれかに該当する者のほか、法第 2 条第 11 項の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）も提案することはできません。

（注 3）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、従前の欠格事由である「成年被後見人又は被保佐人」という形式的要件に該当していた方であっても、規則に定める「精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しない限り、本制度に基づく提案を行い、審査を受けることができます。

4. 募集期間

年 月 日（ ）から 月 日（ ） 時まで

5. 提案の方法

（1）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
（注 1）

② 添付書類

誓約書（上記 3. の①から⑦までに該当しないことを誓約する書面）
 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出
又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明ら

かにする書面

- 提案をする者の本人確認書類（注2）
- その他国立大学法人群馬大学長が必要と認める書類
- 委任状（代理人の権限を証する書面）（注3）

（注1）法第44条の12第1項の規定に基づき、既作成の独立行政法人等非識別加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に独立行政法人等非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注2）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注3）代理人による提案をする場合に限ります。

（2）提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 持参（注1）又は郵送・信書便（注2）による場合

提案書類2部を提出してください。

（注1）持参による場合は、平日の午前9時30分から午後5時15分まで（年末年始を除く。）

（注2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地
国立大学法人群馬大学 総務部 総務課 法規・調査係
電 話 : 027 - 220 - 7008・7009

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第44条の6各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則（注）第11条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利

利益を保護するために適切なものであること。

- ⑦ 国立大学法人群馬大学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に国立大学法人群馬大学の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

(注) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 国立大学法人群馬大学からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 国立大学法人群馬大学が作成・提供した独立行政法人非識別加工情報の著作権は国立大学法人群馬大学に帰属します。
- (5) 独立行政法人等非識別加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地

国立大学法人群馬大学 総務部 総務課 法規・調査係

電話 : 027 - 220 -7008・7009

電子メール : kk-asomu4 @jimu. gunma-u. ac. jp

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人群馬大学ホームページ（Web サイト）において公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足る事項」には、独立行政法人等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。
別紙様式第 34 号（第 44 条の 5 第 2 項関係）

委 任 状

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

受任者

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先

上記の者を代理人とし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 44 条の 5 第 1 項・第 44 条の 12 第 1 項前段・第 44 条の 12 第 1 項後段、第 44 条の 9 及び第 44 条の 13 の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵便番号

（ふりがな）

氏 名

印

委任者

（ふりがな）

住所又は居所

連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第 44 条の 5 第 3 項

第 44 条の 12 第 2 項において準用する第 44 条の 5 第 3 項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第 44 条の 6 各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人群馬大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第 8 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項第○号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。
別紙様式第 38 号（第 44 条の 8 関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 44 条の 5 第 1 項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第 44 条の 7 第 1 項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第 44 条の 8 第 1 項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 14 条第 1 項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先
6. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする
別紙様式第 39 号（第 44 条の 8 関係）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 44 条の 5 第 1 項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がなされました。

当該提案は、審査の結果、同法第 44 条の 7 第 1 項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第 44 条の 8 第 1 項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 14 条第 2 項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 8 第 1 項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(区分)
(理由)
4. 上記個人情報ファイルの記録項目
5. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
6. 意見書の提出先
7. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。
別紙様式第40号（第44条の8第3項関係）

年 月 日

独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載
すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見
照会」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

（1）自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる
反対意見の有無

（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

（2）その他

記載要領

1. 上記2.（2）の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がな
ければ記載は不要）。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書
(第一面)

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第 44 条の 9

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 9

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(第二面)

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。
別紙様式第42号（第44条の9関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書

- 一 独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称
- 二 作成する独立行政法人等非識別加工情報の名称
- 三 手数料の額

円

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の9の規定に基づき、上記に掲げる独立行政法人等非識別加工情報を提供する国立大学法人群馬大学長（甲）と（独立行政法人等非識別加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、法第2条第9項に定める独立行政法人等非識別加工情報（以下「独立行政法人等非識別加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者氏名 印

(乙) 住 所
氏 名 (名称)
代表者氏名 印

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本独立行政法人等非識別加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報であって、別紙1【独立行政法人等非識別加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本独立行政法人等非識別加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から本独立行政法人等非識別加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供)

第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本独立行政法人等非識別加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本独立行政法人等非識別加工情報の作成を完了したときは、別紙1【提供方法】に定める方法により、乙に対して本独立行政法人等非識別加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本独立行政法人等非識別加工情報を受領したときは、甲から別紙1【独立行政法人等非識別加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本独立行政法人等非識別加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本独立行政法人等非識別加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、本独立行政法人等非識別加工情報を本利用目的等の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本独立行政法人等非識別加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本独立行政法人等非識別加工情報に関する著作権は甲に帰属すること
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本独立行政法人等非識別加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第3項の規定により本独立行政法人等非識別加工情報を受領したときは、甲から、本独立行政法人等非識別加工情報が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個

個人情報保護法」という)第2条第9項に規定する匿名加工情報に含まれ、個人情報保護法の規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、個人情報保護法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本独立行政法人等非識別加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、法第44条の6に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの(以下本条において「秘密情報」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者(以下「受領当事者」という。)の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本独立行政法人等非識別加工情報を利用してはならない。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本独立行政法人等非識別加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本独立行政法人等非識別加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本独立行政法人等非識別加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本独立行政法人等非識別加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本独立行政法人等非識別加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき
 - 三 乙が法第44条の6（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本独立行政法人等非識別加工情報に関する手数料は返還しない。

（属性要件に基づく契約解除）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第12条 甲は、前2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

- 2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当

介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 14 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第 15 条 甲は、乙が本独立行政法人等非識別加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本独立行政法人等非識別加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第 16 条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第 17 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の前橋地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第 19 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1. 独立行政法人等非識別加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 独立行政法人等非識別加工情報の名称

(3) 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数 (データ量)

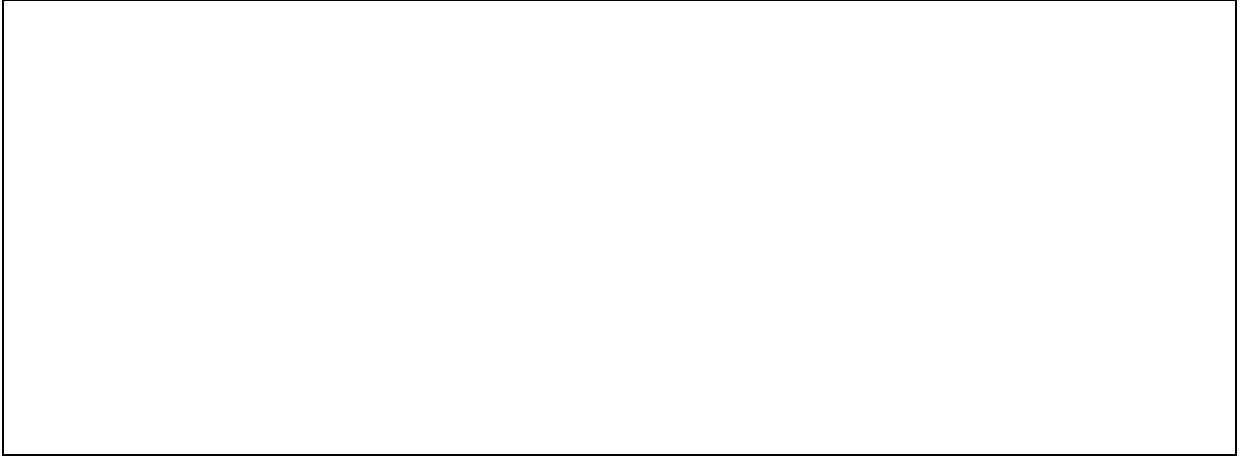
(4) 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容 (下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2. 独立行政法人等非識別加工情報の提供方法

(別紙2)

独立行政法人等非識別加工情報の利用目的, 利用方法その他利用条件



※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。

別紙様式第 43 号（第 44 条の 10 関係）

契 約 書

契約件名 独立行政法人等非識別加工情報の作成業務

契約金額（予定）

--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

上記契約を履行するにつき、

契約担当役国立大学法人群馬大学事務局長

を甲とし、
を乙として

後述の条項により契約する。

この契約を証するため、この証書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県前橋市荒牧町四丁目 2 番地
契約担当役
国立大学法人群馬大学事務局長

印

乙 受注者 住 所
法 人 名
代表者氏名

印

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び当該仕様書に添付された書類等（以下「仕様書等」という。）に定める委託業務を、甲の指定する期限までに履行を完了し、仕様書等に定める成果物（以下「成果物」という。）を甲の指定する場所に納入するものとする。

2 甲は、前項の成果物の納入後、第11条第1項の規定による検査に合格したときは、第14条第2項の規定に基づいて、その代金を乙に支払わなければならない。ただし、仕様書等に特約がある場合は、これによるものとする。

(納入期限及び納入場所)

第2条 契約（委託）期間、納入期限及び納入場所は、仕様書類に従うものとする。

2 乙は前項の条件のとおり成果物を納入するものとする。

(予定数量)

第3条 予定数量は前条に規定する納入期限までの概略の需要見込高を示したものであるから、現実増減が生ずることがあっても、乙は甲に対して異議を申し立てることはできないものとする。

(数量及び代金の確定)

第4条 確定数量は第11条に定める検査に合格し、甲が確定した数量とする。

2 前項に規定する確定数量に単価を乗じて算出した金額に対し、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した金額を加算した金額を甲に請求するものとする。なお、請求金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

三 甲は、債権を譲渡した後も乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更をすることができる。この場合において、丙は甲に対して異議を申し立てることはできないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が生じる場合は、専ら乙と丙との間

において解決しなければならない。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権を譲渡した場合、甲がする弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要と認めるときは、本契約の一部を再委託することができる。この場合において、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して、再委託者と連帯して全ての責任を負わなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約を準用し再委託者と約定しなければならない。この場合において、乙は、再委託者が更に全部又は一部を再委託することを禁ずることを約定しなければならない。
- 5 乙は、前項の規定に基づいて再委託者と約定したときは、直ちに、当該約定の書面を甲に提出しなければならない。

（代理人の選任等の届出）

第7条 乙は、本契約に基づく委託業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出るものとする。代理人を解任又は変更する場合も同様とする。

（仕様書等の疑義）

第8条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責を免れることはできないものとする。ただし、乙が甲の説明が不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明に従うことを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

（監督）

第9条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、必要と認めるときは、甲が指定した監督職員に乙の作業場所等に派遣させ乙の委託業務の履行及び甲が乙に提供した仕様書等の保護・管理が適正になされていることその他甲が必要と認める事項について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、監督職員を指定したときは、当該監督職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受ける必要な費用は、代金を含むものとする。

（履行完了の届出）

第10条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けなければならない。この場合に

において、成果物として仕様書等で提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

(検査)

第 11 条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届出を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。

3 甲は、前 2 項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して 14 日以内に、乙に検査結果の通知をしないときは、合格したものとみなす。

4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

6 検査を受けるために必要な費用は、代金に含むものとする。

7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合において、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

第 12 条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が成果物を受領したときに乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(著作権の帰属)

第 13 条 この契約に基づく委託業務の遂行の過程で生じた成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）及び当該成果物に含まれるプログラム及びデータベースの著作権並びに当該成果物に含まれるデータの利用権は、前条第 1 項による当該成果物の所有権の移転と同時に無償で乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、甲又は甲が当該成果物を提供した第三者に対して、著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

3 乙は、甲に対して、納入した成果物に関して第三者のいかなる知的財産権も侵害していないことを保証し、これに起因して第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合は、乙の責任と負担において一切を処理するものとする。

4 前 3 項の規定は、この委託業務終了後も甲乙間の合意まで存続するものとする。

(代金の請求及び支払)

第 14 条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して 50 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。ただし、仕様書類に特約がある場合は、これによるものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第 11 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(納入期限の猶予)

第 16 条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は、原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合には、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日とする。）までの日数に応じて、当該契約金額に前条第 1 項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定による遅滞金のほかに、第 23 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 23 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

第 3 章 契約の効力等

(契約の発効条件)

第 17 条 本契約は、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第 44 条の 9 の規定に基づき、同法第 44 条の 7 第 2 項の規定による通知を受けた者と[独立行政法人等の長]との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を停止条件として発効するものとする。

(履行不能等の通知)

第 18 条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(瑕疵等による債務不履行)

第 19 条 乙は、瑕疵のない、かつ、仕様書等の定めに適合する成果物を納入するものとする。

- 2 納入された成果物に瑕疵がある場合又は成果物が仕様書等の定めに違背する場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補又は修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。なお、甲は、成果物の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。
- 3 甲が、成果物の修補を請求した場合で、修補期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第 16 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背が重大と認める場合又は乙が第 2 項に規定する甲の請求に応じない場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し、第 23 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 23 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背が発見された場合は、発見後 6 か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第 2 項の規定に基づく成果物の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第 2 項の規定に基づき修補され、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第 4 章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第 20 条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第 21 条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

- 第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が納入期限（第 15 条第 1 項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。
 - 二 第 11 条第 1 項の規定による検査に合格しなかったとき。
 - 三 第 19 条第 4 項に該当するとき
 - 四 前 3 号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき

五 この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき

六 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき

七 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき

八 独立行政法人等個人情報保護法の規定に違反したとき

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

第23条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第16条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第25条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第26条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 28 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(下委託契約等に関する契約解除)

第 29 条 乙は、契約後に下委託人等が第 27 条及び前条の規定に基づく解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下委託人等との契約を解除し、又は下委託人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下委託人等が第 27 条及び前条の規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下委託人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないにもかかわらず前項の規定に反して当該下委託人等との契約を解除せず、若しくは下委託人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 30 条 甲は、第 27 条から前条までの規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 27 条から前条までの規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 31 条 乙は、自ら又は下委託人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下委託人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 6 章 談合等特約条項

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 32 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占

禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 乙が前各号に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金（契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第7章 守秘義務等

（守秘義務）

第33条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する又は乙が知得する際に甲から秘密であることが示されていた情報については、委託期間中はもとより、本委託の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

- 六 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）
- 2 前項の有効期間は、本委託の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
 - 3 乙は、本委託の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。
 - 4 乙は、第1項により守秘義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
 - 5 第6条に基づき委託業務の一部を第三者に再委託させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

（個人情報等の取扱い）

- 第34条 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。
- 2 乙は個人情報の開示を受けた場合、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
 - 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者およびコンピュータ端末を限定するものとする。
 - 二 契約（委託）業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
 - 三 紙媒体又は電子記録媒体の別を問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとする。
 - 四 個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとする。
 - 五 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
 - 3 第6条に基づき委託業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は当該第三者に対し、前項に定める措置を遵守させるものとする。
 - 4 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。
 - 5 乙は、独立行政法人等個人情報保護法第6条第2項、第7条、第44条の10第2項、第44条の15第2項及び第44条の16の規定を遵守しなければならない。
 - 6 乙は、甲の承諾なく個人情報及び独立行政法人等非識別加工情報等並びに本契約に基づく成果物を複製し、及び委託業務の利用目的以外の利用をし、並びに第三者（第6条の規定に基づき委託業務の一部を再委託した者を除く。）に提供してはならない。
 - 7 第2項から前項までの規定は、第6条に基づき乙が委託業務の一部を第三者に再委託する場合に準用する。

第8章 雑則

(調査)

第35条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲が指定する者に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(紛争の解決)

第36条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第37条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の前橋地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(存続条項)

第38条 甲及び乙は、本委託を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの 第33条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する事項
- 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの 第34条第1項及び第3項から第6項までに規定する事項

記載事項変更申出書

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた独立行政法人等非識別加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記 1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記 2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第 44 条の 12 第 1 項前段 の規定に
第 44 条の 12 第 1 項後段

より、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 11 の規定により個人情報

ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。

3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 44 条の 12 第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

文 書 番 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めるので，同条第 2 項の規定により，以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人群馬大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は，下記 2. に従って手数料を納付の上，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第 8 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

文 書 番 号

年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人群馬大学長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第○号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること

※以下の様式を標準として、適宜修正のうえ使用するものとする。
別紙様式第48号（第44条の12 において読み替えて準用する第44条の9 関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書

- 一 作成された独立行政法人等非識別加工情報に係る個人情報ファイルの名称
- 二 利用する独立行政法人等非識別加工情報の名称
- 三 手数料の額

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 44 条の 12 の規定に基づき、上記に掲げる独立行政法人等非識別加工情報を提供する者、国立大学法人群馬大学長（甲）と（作成された独立行政法人等非識別加工情報を事業に利用する者の名称）（乙）とは、法第 44 条の 11 の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報（以下「作成済独立行政法人等非識別加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自一通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者氏名 印

(乙) 住 所
氏 名 (名称)
代表者氏名 印

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本作成済独立行政法人等非識別加工情報」とは、法第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報を乙がその事業の用に供するものであって、別紙1【独立行政法人等非識別加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本作成済独立行政法人等非識別加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から本独立行政法人等非識別加工情報の利用期間の終了日までとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の提供)

第3条 甲は、別紙1に定める本作成済独立行政法人等非識別加工情報を、別紙1【提供方法】に定める方法により、甲に提供するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が甲から本独立行政法人等非識別加工情報を受領したときは、甲から別紙1【独立行政法人等非識別加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題を発見したときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本作成済独立行政法人等非識別加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を本利用目的等の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本独立行政法人等非識別加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - 一 本作成済独立行政法人等非識別加工情報に関する著作権は甲に帰属すること
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本作成済独立行政法人等非識別加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第2項の規定により本作成済独立行政法人等非識別加工情報を受領したときは、甲から、本独立行政法人等非識別加工情報が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という)第2条第9項に規定する匿名加工情報に含まれ、個人情報保護法の

規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 乙は、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、個人情報保護法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本作成済独立行政法人等非識別加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 乙は、本独立行政法人等非識別加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、法第 44 条の 6 に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

（秘密保持）

第 7 条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

（契約終了後の措置等）

第 8 条 乙は、本契約が終了した日以後は、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を利用してはならない。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を甲に返却しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本独立行政法人等非識別加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。
- 4 甲は、乙に対し、前項に従って本作成済独立行政法人等非識別加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 乙は、本契約が終了した後も、本作成済独立行政法人等非識別加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本独立行政法人等非識別加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対し虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき
 - 三 乙が法第44条の6(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則(平成29年個人情報保護委員会規則第2号)における法の委任規定を含む。)に掲げる欠格要件に該当することとなったとき
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本作成済独立行政法人等非識別加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 甲は、前2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

- 2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害

等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 14 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

（免責）

第 15 条 甲は、乙が本作成済独立行政法人等非識別加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本作成済独立行政法人等非識別加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

（準拠法）

第 16 条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（管轄）

第 17 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の前橋地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

（存続条項）

第 19 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1. 作成された独立行政法人等非識別加工情報の詳細

(1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称

(2) 作成された独立行政法人等非識別加工情報の名称

(3) 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数(データ量)

(4) 独立行政法人等非識別加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容(下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2. 独立行政法人等非識別加工情報の提供方法

(別紙2)

独立行政法人等非識別加工情報の利用目的, 利用方法その他利用条件

- 提供された非識別加工情報について, 個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 提供された非識別加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また, 第三者に提供しないこと。
- 提供された独立行政法人等非識別加工情報は, 他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 不適切利用を行った場合, 独立行政法人等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- その他, 独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。